

低区(畠田1)(令和2年度～令和4年度)

水質検査項目	基準値	最大値	最小値	平均値
一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	0	0	0
大腸菌	検出されないこと	検出しない	検出しない	検出しない
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること	0.0003	0.0003	0.0003
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること	0.00005	0.00005	0.00005
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること	0.001	0.001	0.001
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること	0.001	0.001	0.001
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること	0.001	0.001	0.001
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下であること	0.002	0.002	0.002
亜硝酸態窒素	0.004mg/L以下であること	0.004	0.004	0.004
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること	0.001	0.001	0.001
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること	0.21	0.21	0.21
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること	0.05	0.05	0.05
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること	0.01	0.01	0.01
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下であること	0.005	0.005	0.005
四塩化炭素	0.002mg/L以下であること	0.0002	0.0002	0.0002
シス-トランス1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下であること	0.002	0.002	0.002
ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること	0.001	0.001	0.001
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること	0.001	0.001	0.001
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下であること	0.001	0.001	0.001
ベンゼン	0.01mg/L以下であること	0.001	0.001	0.001
クロロホルム	0.06mg/L以下であること	0.024	0.001	0.007
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下であること	0.007	0.001	0.003
ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること	0.008	0.002	0.004
ブロモホルム	0.09mg/L以下であること	0.001	0.001	0.001
総トリハロメタン	0.1mg/L以下であること	0.035	0.004	0.013
クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること	0.002	0.002	0.002
ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下であること	0.007	0.003	0.004
トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下であること	0.005	0.003	0.004
臭素酸	0.01mg/L以下であること	0.001	0.001	0.001
塩素酸	0.6mg/L以下であること	0.06	0.06	0.06
ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること	0.008	0.008	0.008
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること	0.005	0.005	0.005
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること	0.05	0.01	0.03
鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること	0.005	0.005	0.005
銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること	0.005	0.005	0.005
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること	6.7	6.7	6.7
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること	0.001	0.001	0.001
塩化物イオン	200mg/L以下であること	9.3	6	7.5
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下であること	48	38	42.00
蒸発残留物	500mg/L以下であること	94	63	77.83
陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること	0.02	0.02	0.02
ジェオスミン	0.00001mg/L以下であること	0.00001	0.000001	0.000001
2-メチルインボルネオール	0.00001mg/L以下であること	0.00001	0.000001	0.000002
非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること	0.005	0.005	0.005
フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること	0.0005	0.0005	0.0005
有機物(全有機物炭素(TOC)の量)	3mg/L以下であること	0.6	0.3	0.37
pH値	5.8以上8.6以下であること	8.8	7.3	7.67
味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
色度	5度以下であること	0.5	0.5	0.50
濁度	2度以下であること	0.1	0.1	0.1
残留塩素		0.8	0.4	0.7

※30年度より町内全域を県水に切替

・定量下限値とは測定可能最小値のこと。